

令和5年6月20日
世田谷総合支所
保健福祉センター
生活支援課

医療扶助におけるメガネ代の過大請求について

1 主旨

先般、生活保護の医療扶助において眼鏡販売事業者の福祉事務所への過大請求についての新聞報道があった。当該事業者から、令和4年度に世田谷福祉事務所（世田谷保健福祉センター生活支援課）が当該事業者へ支払った1件について過大請求をしており返還の手続きを行いたい、との電話連絡があったが、区としては、事案の内容を確認した上で対応する必要があるため、当該事業者に対し文書での説明を求めているところである。

本件について、これまでの経過と対応等について取りまとめたので報告する。

2 対象事業者

株式会社ビジョナリーホールディングス

東京都中央区日本橋堀留町1丁目9番11号 NEWS日本橋堀留町6階

(小売店舗：メガネスーパー)

3 経過

(1) 令和5年5月25日（木）

- ・新聞報道の記事を確認した。

(2) 令和5年5月26日（金）

- ・世田谷区における当該事業者への支出情報の調査を開始した。
- ・同日、当該事業者から令和4年度に請求した生活保護の医療扶助におけるメガネ代のうち1件について、20,000円の価格が実際は15,000円で5,000円の過大請求があったため、返還の手続きをしたいと電話での連絡があった。

(3) 令和5年5月29日（月）

- ・世田谷区における当該事業者に対する支払実績を確認した。
（平成30年度：45件、令和元年度：49件、令和2年度：22件、令和3年度：33件、令和4年度：38件、令和5年度：4件（令和5年度は5月29日現在）、合計：191件）
- ・区担当者から、新聞報道があったことではあるが、今回の返還について詳細な文書での説明を受けたのちに対応したい旨の連絡をした。
- ・当該事業者のホームページで、5月25日付けプレスリリースが出されたことを確認した。（参考資料1）

(4) 令和5年6月2日(金)

- ・当該事業者のホームページで、6月2日付けプレスリリースが出されたことを確認した。(参考資料2)
- ・厚生労働省からの令和5年5月31日付発出文書「医療扶助における治療材料(眼鏡)の給付に係る取組の徹底について(依頼)」を確認した。(参考資料3)

(5) 令和5年6月8日(木)

- ・当該事業者に対し、プレスリリースの内容の確認と合わせ、世田谷区が支払った191件(平成30年度から令和5年度・令和5年5月29日現在)の調査を文書で依頼した。

4 生活保護受給者のメガネ代支給について

生活保護費については、生活保護受給者に直接支給する場合と、医療費などのように、福祉事務所から直接事業者を支払う現物給付の場合がある。メガネの給付については、福祉事務所は、眼科医による給付の要否に関する意見・レンズの処方内容を書面で徴取する。合わせて、レンズの処方箋に基づくメガネ代の見積書・請求書を眼鏡販売事業者から徴取・確認し、現物給付を行なっている。

5 今後の対応

- (1) 上記3の(2)の過大請求があったものについては、当該事業者からの説明を確認した上で、返金を受ける手続きを進める。

上記3の(5)については、当該事業者からの調査結果等を確認し、新たな問題が判明した場合は、あらためて調査する等の対応を行う。

- (2) これまでも厚生労働省、東京都の通知などにに基づき、見積額の部材ごとの内訳が分かる書類の提出を事業者に求め、不明な点は電話で確認をとるなど生活保護における医療扶助の適正な給付に努めてきた。今般の事案を受け厚生労働省が発出した通知を踏まえ、見積額が店頭販売価格と相違ないことを確認できるように、見積額の裏付けとなる資料の添付を求めるなど事務手続きの見直しを早急に行い、適切な支給事務を実施していく。

2023年5月25日

報道関係各位

株式会社ビジョナリーホールディングス
コード 9263 東証スタンダード市場

福祉販売における眼鏡の過大請求に関する報道に関して

本日福祉販売における眼鏡の過大請求に関する報道がございました。本事案に係る各位におかれましては、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

こちらは報道にある通り、2018年以降にメガネスーパー都内3店舗において、計22件、126,434円の過大請求があったことが自社の社内調査により判明しております。判明している事案に関しては、過大請求を行った自治体への返金手続きを早急に進めております。

当社における眼鏡の福祉販売は年間約2,000件で、当社グループ300店舗への自己申告及び該当者への聞き取り調査の結果、該当事案の販売担当者が、福祉販売制度の運用を正しく理解しておらず、実際の販売価格でなく、申請上限額またはそれに近い額を請求するものと誤って認識していたことが原因であることを確認しております。

また並行して外部専門家の協力を仰ぎながら全社調査を実施し、他にも不正な販売がないか遡って調査を行い、新たな不正販売の事実が判明次第、該当の自治体に返金を行ってまいります。

本事案は、販売に関するスタッフへの正しい福祉販売方法の指導や管理体制にも不備があり、このような事態を招いたものと考えております。追加で行う調査においては、何故そのような誤った方法を認識、継続して運用してしまったのかの原因も究明し、再発防止に向けて販売、教育体制、管理方法の見直し及びコンプライアンス教育・推進体制の再構築を行ってまいります。

2023年6月2日

報道関係各位

株式会社ビジョナリーホールディングス

コード9263 東証スタンダード市場

福祉販売における眼鏡代金の医療扶助申請に係る過大請求等の調査状況、及び、当社グループ全店舗における福祉販売全般の当面の取り扱いの中止について

この度の福祉販売における眼鏡代金の医療扶助申請に係る過大請求に関して、関係各位におかれましては、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

1. 現時点における調査状況等について

本年5月25日の新聞報道を受けて、当社は、直ちに社内調査チームを立ち上げ、弁護士の協力のもと、至急、全社調査を進めております。

現時点までの調査によって、先に判明した計22件、合計126,434円の医療扶助申請の過大請求に加え、2016年以降、少なくとも、当社小売店舗であるメガネスーパー6店舗において、計7件、22,946円の過大請求があったことが新たに判明しました。

また、福祉販売は非課税であるにもかかわらず、誤って消費税を計上した金額で医療扶助申請がなされていたものが2015年5月以降に新たに821件、計1,576,055円、判明しました（ただし、当該申請にかかる扶助金のうち消費税相当額は全て納税済みであり、当社の利得にはなっておりません）。消費税を誤計上した金額で申請がなされたもののうち、少なくとも136件、計297,480円は過大請求にもなっており、これにより、現時点で判明している過大請求の合計件数は165件、合計金額は446,860円となりました。

さらに、身体障がい者向けの補聴器福祉販売においても、1件の医療扶助の不正請求が確認されました。具体的には、当社販売担当者主導のもと、お客様に対して福祉販売の対象外の商品を販売したにもかかわらず、福祉販売の対象商品を販売したかのように装って医療扶助申請を行ったものであり、不正請求額は18,000円です。

2. 現時点までの調査で判明した過大請求・不正請求の原因等について

眼鏡代金の医療扶助申請に係る過大請求を行った販売担当者に聴取したところ、当該販売担当者は、福祉販売制度の運用を正しく理解しておらず、実際の販売価格でなく申請上限額またはそれに近い額を申請するものと誤って認識していました。このような誤認が生じた理由、経緯、原因については、鋭意調査を継続いたします。

消費税の誤計上については、販売担当者において福祉販売が非課税であることを理解していなかったケース、非課税であることの理解があってもPOSシステムの入力を誤ってしまったケースなどが現時点で確認されております。

補聴器福祉販売に係る医療扶助の不正請求の原因等については、現在調査中です。

3. 今後の対応、調査方針等

(1) 速やかな返金

既に判明している眼鏡代金の過大請求分を早急に各自治体に返金いたします。また、補聴器福祉販売の不正請求につきましても、該当するお客様にお詫びをするとともに、自治体への速やかな報告、返金を行います。

今後の調査の中で、新たな過大請求または不正請求が判明しましたら、都度速やかに返金いたします。

(2) 調査方針

過去10年分を目処に販売データを遡り、過大請求及び不正請求の有無を確認することとしておりますが、必要に応じて更に遡って調査を行います。

また、過大請求及び不正請求の原因を特定するため、各行為者への聴取を行い、原因を究明し、抜本的な再発防止対策を講じてまいります。

調査期間は3ヶ月間を一つの区切りとし、調査内容はプレスリリースで公開していく予定です。

(3) 福祉販売の中止

福祉販売の過大請求等が多数判明していることを受けて、当社グループ全店舗での福祉販売の取り扱いを、6月3日から当面の間全面的に中止させていただきます。

お客様や関係自治体の皆様には多大なるご迷惑をお掛けしますが、更なる過大請求及び不正請求を防ぐ必要があり、過大請求や不正請求の全容と原因が解明されて十分な再発防止策が講じられるまでは、福祉販売は中止せざるを得ないと判断いたしました。

本件に関し、関係各位に重ねて深くお詫び申し上げます。全社を挙げて、過大請求・不正請求の実態把握、返金、原因究明等の社内調査を可及的速やかに進め、抜本的な再発防止策を講じ、二度とかかる事態が生じないようにいたします。

社援保発 0531 第 1 号
令和 5 年 5 月 31 日

各 都道府県 民生主管部（局）長 殿
市区町村

厚生労働省社会・援護局保護課長
（公印省略）

医療扶助における治療材料（眼鏡）の給付に係る
取組の徹底について（依頼）

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）の医療扶助における治療材料の給付については、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日付け社発第 727 号厚生省社会局長通知）（以下「医療扶助運営要領」という。）等に基づき実施されている。

先般、生活保護受給者に対する眼鏡の給付について、取扱業者における店頭販売価格よりも高く、医療扶助の限度額に近い額で、福祉事務所に治療材料費用が請求されるという不適切な事案が発生した。

これまで、医療扶助における眼鏡の給付に当たっては、医療扶助運営要領において、要保護者より提出のあった給付要否意見書（治療材料）の記載に疑問がある場合には、記載した取扱業者に照会することとし、所要経費が適当でないと認められる場合には他の取扱業者にも照会して適正な給付を行うこととしており、全国会議の機会においてもこうした取扱いを周知したところである。

一方で、今回の事案では、取扱業者が一般の販売価格より高い価格で請求し、過大な請求額のまま眼鏡の給付が行われ、取扱業者が示す価格が適当であるか否かを確認するといった運用方法に課題があったと考えられる。

これを踏まえ、医療扶助における眼鏡の給付に当たって、取組における留意点を下記のとおり示すので、改めて、適切な運用を徹底するよう、管内福祉事務所等に対して周知されたい。

記

治療材料（眼鏡）の適正な給付への対応について

(1) 現行の治療材料（眼鏡）の給付における取扱いの徹底

治療材料（眼鏡）の給付に当たっては、福祉事務所は、医療扶助運営要領に基づき、被保護者から提出のあった「給付可否意見書（治療材料）」（以下「可否意見書」という。）の記載に疑問がある場合には、それぞれの記載者に照会し、所要経費が適当でない認められる場合には他の取扱業者に照会して適正な給付を行うこととされている。

全国会議の機会においてもこうした取扱いを周知したところであるが、改めて、本取扱いを徹底すること。

(2) 要保護者に対する「店頭販売価格」の記載に係る周知及び取扱業者に対する確認

福祉事務所は、医療扶助運営要領に基づき、治療材料（眼鏡）の給付につき申請があった場合、必要事項を記載した「可否意見書」を要保護者に交付し、すみやかに指定医療機関及び取扱業者において所要事項の記入を受け、福祉事務所に提出するよう指導することとされている。

今回の事案を受け、福祉事務所は、上記に基づき要保護者に対して「可否意見書」を交付する際、取扱業者が記載する所要経費の金額は「店頭販売価格」を記載するものであること、また、原則として、取扱業者から「店頭販売価格」の分かる見積書（所要経費の内訳が分かるもの等）を「可否意見書」に添付し、福祉事務所に提出することについて、周知を行うこと。

また、福祉事務所は、要保護者より「可否意見書」の提出があった場合、取扱業者が記載した所要経費が「店頭販売価格」となっているか等を要保護者に確認すること。なお、要保護者からの「店頭販売価格」であることの確認が困難である場合等には、必要に応じて、取扱業者に照会を行い、当該所要経費が適当な価格であることを確認すること。